

令和7年第22回教育委員会定例会
(11月18日開会)

台東区教育委員会

○日 時 令和7年11月18日（火）午後2時01分から午後3時02分

○場 所 台東区役所 6階 教育委員会室

○出席者

教 育 長	佐藤 徳久
委 員	川崎 修一
委 員	垣内恵美子
委 員	浦井 祥子

○出席者

事務局次長	佐々木洋人
庶務課長	山田 安宏
教育施設担当課長	中島 伸也
学務課長	仲田賢太郎
児童保育課長	村松 有希
放課後対策担当課長	別府 芳隆
指導課長	宮脇 隆
教育改革担当課長 兼教育支援館長	増嶋 広曜
生涯学習推進担当部長	吉本 由紀
生涯学習課長	吉江 司
スポーツ振興課長	榎本 賢
中央図書館長	穴澤 清美

○日 程

日程第1 議案審議

第49号議案 令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第5回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取について

第50号議案 東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第51号議案 東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第52号議案 東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について

第53号議案 東泉小学校及び東泉こどもクラブ大規模改修工事請負契約の締結について

ての意見聴取について

第54号議案 東泉小学校及び東泉こどもクラブ大規模改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴取について

第55号議案 東泉小学校及び東泉こどもクラブ大規模改修空調等設備工事請負契約の締結についての意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 協議事項

(1) 学務課

ア 区立中学校選択制度の最終選択状況について

2 報告事項

(1) 庶務課

ア 「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について

(2) 学務課

イ 令和8年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の申込状況について

(3) 指導課

ウ 令和6年度いじめの認知件数について

エ 令和6年度不登校児童・生徒について

オ 「令和7年度東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果について

カ 令和7年度中学生海外短期留学派遣事業の報告について

3 その他

午後2時01分 開会

○佐藤教育長 ただいまから、令和7年第22回台東区教育委員会定例会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、川崎委員にお願いいたします。

また、神田委員は所用のため、本日は欠席でございます。なお、教育長及び在任委員の過半数の出席を得ておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、本日の会議は有効に成立しております。

ここで、傍聴について申し上げます。本日、会議の傍聴を希望する方については許可することとしておりますので、ご了承ください。

それではまず、審議順序の変更について私から申し上げます。本日の議題には、東京都台東区教育委員会会議規則第15条第1項に該当する案件が含まれております。つきましては、順序を変更して、日程第2、教育長報告の報告事項、庶務課のアから聴取し、その他の案件については、傍聴人退出後に非公開で聴取いたしたいと思っております。なお、非公開会議の会議録については、本来公開するものではございませんが、本定例会で非公開とした案件については、区議会報告後に公開することといたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんので、そのように決定いたしました。

〈日程第2 教育長報告〉

2 報告事項

(1) 庶務課 ア

○佐藤教育長 それでは、日程第2、教育長報告の報告事項を議題といたします。

庶務課のアについて、庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、「区長への手紙」等にかかる教育委員会の対応について、ご説明いたします。資料は2をご覧ください。

今回は、中央図書館取扱分が4件でございます。

1 件目は図書館の充実についてでございます。区立図書館の休みが多く、あまり利用されていない印象がある。平日11時～19時の間開館すること、くらまえオレンジ図書館、浅草橋分室等の配本の充実・運営の拡充を希望する。本は、区民からの寄贈を求めているか、というご意見でした。

2 件目は、図書館の予約可能数についてです。生涯学習センターの休館に伴い、中央図書館の書架にあった資料も予約をしないと借りられなくなりました。台東区は他区や他市に比べて予約可能数が少ないため不便に感じている。中央図書館が再開するまでの期間中だけでも、予約可能数の上限を引き上げることができないか、というご意見でした。

3 件目は、石浜図書館の開館時間についてです。石浜図書館の開館時間を、中央図書館の休館期間中だけでも9時半から9時に早めてほしいというご意見です。

4 件目は、中央図書館休館に伴う分館の過度な混雑についてです。休館により利用者が分館・分室へ集中しているが、各施設のパソコンが利用できる座席数やスペースが限られており、平日・週末を問わずほとんど満席の状態が続いている。そこで、公共施設を一時的に開放し、パソコンが利用できる閲覧・学習スペースとして活用すること。各分館・分室のパソコン座席の混雑緩和策を検討すること。区として休館に伴う対応方針を区民に分かりやすく公表することについて、早急に検討・対応してほしいというご意見でございました。

4 件につきまして、回答の対応については資料に記載のとおりでございます。

ご説明は以上でございます。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○浦井委員 中央図書館が再開するまでの期間が比較的長いので、どうしても利用者の方がいろいろな形で負担とか、不満に感じるようなことが起こると思うんですけども。幾つかのこちらの中身を見ていくと、実情と実際に感じてらっしゃるのがちょっと違うとか、把握されている状況が違うというようなものも見受けられます。休館中だけでも、できる限り、広報を細かく、綿密にさせていただいて。利用の状況とかこういうふうなところが代わりにできるとか。実際こちらはこういうふうな代替りの施設として使えるとか、そういったことを少し細かく。もし可能であれば、ホームページなりで、もう少しだけでも分かりやすく広報してあげていただけると、分かりやすく使いやすくなるんじゃないかと思えます。もしよろしければご検討いただきたいと思えます。お願いします。

○中央図書館長 中央図書館、混雑に伴う様々なご意見ですが、拡充した部分もございまして、その部分については今、広報・ホームページ等でも周知をさせていただいているところですが、今できるサービス提供の内容を広報等で再度また周知していきたいと考えております。

○浦井委員 ありがとうございます。多分、常にやっつけてくださっているんですけども、1 回目に見た時目に入らないと、そのまま流れてしまっていて、気付かないというのもあるんだと思います。何かちょっと目立つ形にさせていただけるとか、ご面倒ですけども、何度か繰り返し、同じ内容でも出し直していただくようにするとか。何かしらちょっと目に付きやすいような形にしてやっていただけたらと思うところです。よろしく申し上げます。以上です。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、庶務課のアについては、報告どおり了承願います。

それでは、会議の冒頭に申し上げましたとおりこれより会議は非公開といたします。

恐れ入りますが、傍聴人の方はご退室のほうをお願いいたします。

(傍聴人退室)

○佐藤教育長 非公開の会議録署名委員につきましては、定例会に引き続き、川崎委員にお願いいたします。

〈日程第1 議案審議〉

第49号議案

○佐藤教育長 それでは、日程第1議案審議に入ります。

議案の提案理由、及び内容について、説明をお願いします。

はじめに、第49号議案を議題といたします。

庶務課長、説明をお願いします。

○庶務課長 それでは、第49号議案、令和7年度東京都台東区一般会計補正予算（第5回）における教育関係経費計上予定案の意見聴取についてご説明いたします。本案は、来る第4回議会定例会へ付議する議案の作成にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定に基づき、意見を求められているため提出したものでございます。

議案の次につけてあります内訳書をご覧ください。歳出予算を530万円増額し、補正後の額を341億6,514万5,000円といたします。また、債務負担行為では、8年度の限度額802万1,000円を計上しております。

その次の資料をご覧ください。今回の補正は、中央図書館の図書館管理運営に要する経費でございます。石浜図書館の空調設備の老朽化に伴い、3階書架等に空調設備の増設工事を実施するため、図書館費に530万円を計上いたしました。

なお、本件は債務負担行為として、令和8年度の限度額802万1,000円を計上しております。

お手数ですが、議案の2ページ目にお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。議案の説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

（なし）

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第49号議案については、原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（異議なし）

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第50号議案

第51号議案

第52号議案

○佐藤教育長 次に、第 50 号議案を議題といたします。なお、関連する第 51 号議案、及び第 52 号議案についても、一括して議題といたします。

まず、放課後対策担当課長、説明をお願いします。

○放課後対策担当課長 それでは、第 50 号議案、東京都台東区放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明いたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づき、議会提出前に教育委員会への意見聴取があったことにより提出するものです。

本条例は児童福祉法の改正に伴い、引用条文の整理を行うものでございます。

恐れ入りますが、新旧対照表をご覧ください。本条例第 12 条において、第 33 条の 10 各号と引用している箇所を第 33 条の 10 第 1 項各号と改正します。なお、条例で規定している内容自体に変更はありません。

表の下に記載の付則をご覧ください。本条例は公布の日から施行いたします。

恐れ入ります。議案書の 2 ページ目をご覧ください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしております。

説明は以上です。本議案についてよろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 次に、児童保育課長、説明をお願いします。

○児童保育課長 それでは引き続きまして、第 51 号議案、東京都台東区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取について、ご説明いたします。本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき提出するものでございます。

恐れ入りますが、3 ページお進みいただき、新旧対照表をご覧ください。第 12 条は、先ほどの第 50 号議案と同様、児童福祉法の改正に伴い、引用条文の整理を行うものでございます。第 17 条は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、利用乳幼児の健康診断に関し、規定の整備を図るものでございます。母子保健法に規定する健康診査が行われた場合に、その内容が、利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断、定期の健康診断、または臨時の健康診断の全部または一部に相当すると認められるときは、当該健康診断の全部または一部を行わないことができることとします。なお、家庭的保育事業者等が保護者の同意を得た上で、健康診査の結果を把握いたします。

恐れ入りますが、2 ページお戻りいただいて、議案書の 2 ページ目をご覧ください。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしています。

ご説明は以上となります。よろしくご審議の上、原案どおりご決定くださいますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 次に学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 続いて、第 52 号議案、東京都台東区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の意見聴取についてご説明をいた

します。本議案も地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条に基づきまして、議会提出前の教育委員会への意見聴取のため、提出をするものでございます。本案も第 50 号議案・第 51 号議案と同様に、引用条文等の整理を行うものでございます恐れ入ります。

新旧対照表をご覧ください。PDFは通して 20 ページでございます。本条例の第 25 条におきまして、これまで幼稚園認定こども園の虐待の定義は、児童福祉法から引用しておりましたが、これがこども園につきましては、認定こども園法の改正により、虐待の定義が 27 条の 2、第 1 項に新設をされたこと、また、幼稚園におきましては、学校教育法が改正をされ虐待の定義が 28 条の第 2 項において、認定こども園法の定義を準用するとされたことに伴いまして、引用条文を改めるものでございます。なお、虐待の定義そのものには変更はございません。また、第 4 条・37 条・43 条は、文言の整理でございます。

次に付則でございます。施行日につきましては、公布の日からといたします。

恐れ入ります、2 ページお戻りいただきまして、議案書の 2 ページでございます。教育委員会の意見案として、原案に異存ありませんとしております。

説明は以上でございます。よろしくご審議の上、原案どおりご決定いただきますようお願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの 50 号議案から 52 号議案について、説明につきまして、何かご質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第 50 号議案から 52 号議案については原案どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

第 53 号議案

第 54 号議案

第 55 号議案

○佐藤教育長 次に、第 53 号議案を議題といたします。なお、関連する第 54 号議案及び第 55 号議案についても、一括して議題といたします。

教育施設担当課長、説明をお願いします。

○教育施設担当課長 それでは、第 53 号議案から第 55 号議案までを一括してご説明いたします。

初めに、第 53 号議案、東泉小学校及び東泉こどもクラブ大規模改修工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明いたします。

議案の 17 ページをお開きください。本議案は、来る第 4 回区議会定例会に、議会の議

決に付すべき議案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているため提出したものでございます。

契約内容につきましてご説明いたします。19 ページをご覧ください。まず項番 2 の契約方法は制限付一般競争入札後の随意契約。項番 3 の契約の金額は、税込金額で 19 億 2,170 万円。項番 4、契約の相手方はナカノフドー・三ツ目・だいやす特定建設工事共同企業体でございます。

恐れ入ります、18 ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としては、原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第 54 号議案、東泉小学校及び東泉こどもクラブ大規模改修電気設備工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明いたします。本議案は来る第 4 回区議会定例会に議会の議決に付すべき提案として提出するにあたり地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会に意見を求められているため、提出したものでございます。

契約の内容につきましてご説明いたします。22 ページをご覧ください。項番 2、契約方法は、制限付一般競争入札後の随意契約。項番 3 の契約の金額は、税込金額で 7 億 3,601 万円。項番 4 の契約の相手方は山美津・ティーク・森本特定建設工事共同企業体です。

恐れ入ります、21 ページにお戻りください。教育委員会の意見案として、本委員会としましては原案に異存ありませんといたしました。

続きまして、第 55 号議案、東泉小学校及び東泉こどもクラブ大規模改修空調等設備工事請負契約の締結についての意見聴取についてご説明いたします。本議案は、来たる第 4 回区議会定例会に、議会の議決に付すべき提案として提出するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき教育委員会に意見を求められているため提出するものでございます。

契約内容につきましてご説明いたします。25 ページをご覧ください。項番 2、契約の方法は、制限付一般競争入札後の随意契約。項番 3、契約の金額は税込金額で 7 億 1,885 万円。項番 4、契約の相手方は須賀・暁飯島・ヒトシ特定建設工事共同企業体です。

恐れ入ります、24 ページにお戻りください。教育委員会の意見案として本委員会としましては原案に異存ありませんといたしました。

説明は以上でございます。いずれの議案とも原案どおりご決定いただきますよう、よろしく願い申し上げます。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○垣内委員 事柄自体は結構なことだと思えるんですけども、この制限付一般競争入札、どのくらいの応募があったのか、また、最後は随意契約になっておりますけれども、これはなぜなのか、差し支えない範囲で教えていただければと思います。

○教育施設担当課長 各入札状況につきましては、1 共同企業体ずつになりまして、建設工事で 1 企業体、電気設備工事で 1 企業体、空調と設備工事で 1 企業体となっております。

す。

入札後の随意契約の内容といたしましては、3 回目の入札でも落札していただかず、その後価格交渉という形になったため随意契約という形になりました。

以上です。

○垣内委員 ありがとうございます。今、人件費とか、非常に高騰しているものですから、資材もですね。なかなか入札が整わないということがあったものですから、ちょっとお尋ねしました。

ありがとうございます。

○川崎委員 今のご説明で非常に厳しい状況がよく分かるのですが、現状でも、まだ価格が上振れする可能性があって、一方で、この金額で固定されると、区としてはよいのですが、業者としては厳しいという社会情勢もあるかと思うので、請負契約において、台東区ではインフレスライド条項みたいなものというのは適用されているんですか。

○教育施設担当課長 川崎委員のおっしゃるとおり、インフレスライド等は導入しております。そのため、価格が変動した場合には、その内容に伴った金額をお支払いするようになっております。

○川崎委員 ありがとうございます。ちょっと参考に、その、インフレスライドの期間というのはどのぐらいでしょうか。例えば、1 年で終わる工事だとなかなかそのような適用は難しいと思うんですけど、何かどういうもくろみでお互い合意の上、契約するんですかね。

○教育施設担当課長 残り工期が1 か月以上で、残りの工事比率が1 %以上の場合に適用されます。

○川崎委員 ありがとうございます。大変参考になりましたので。

建築工事って、結局受け負けすると業者が育たないので、両方ウィン・ウィンで、いいものができるように、ぜひよろしくお願いします。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 これより採決いたします。

第 53 号議案から第 55 議案については、原案どおり決定いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、原案のとおり決定いたしました。

〈日程第 2 教育長報告〉

1 協議事項

(1) 学務課 ア

○佐藤教育長 次に日程第 2、教育長報告の協議事項を議題といたします。

学務課のアについて、学務課長、説明をお願いします。

○学務課長 それでは、協議事項のア、区立中学校選択制度の最終選択状況についてご説明いたします。資料1をご覧ください。

項番の1は、11月7日現在の中学校の最終選択状況でございます。左から学校名、入学可能者数、選択者数、そのうち私立中学校等の受験予定者数と割合、入学予測数を抜いて指定としております。ここまでが区民の選択状況になりまして、その右側に区外在住者の就学予測数と前年度の選択実績、一番右が対応案としております。なお、選択者数のうち、括弧で記載をしている部分は内数でございます。通学区域内からの選択者数を表しております。また、入学者予測では、※1で表の下に記載をしておりますが、今後の転入・転出予定。また、国立・都立・私立中学校の受験の合格傾向を元に予測したものでございます。また、区域外就学につきましては、過去3年の平均の予測数を掲載してございます。

表の中ほど、選択者数の数にアンダーラインが引かれております。上野中学校と浅草中学校については、入学予測が現状で入学可能者数を上回る可能性がございますので、抽選としたいと考えております。

次に項番の2の対応(案)でございます。(1)抽選についての確保の対応ですが、まず①上野中学校は、入学可能者数が表の一番左の128名でございます。その内選択者数が243名いらっしゃいますので、通学区域内からの選択肢109名、また、通学区域外からの方のうち既に兄弟が在籍をしていらっしゃる選択者13名、合わせて122人を入学予定者といたします。次に、通学区域外の121人を抽選しまして、そのうち上位6人を入学予定者としまして、入学予定者の合計を128人といたします。次点の115人は補欠登録順位を決定したいと考えております。なお、本年8月5日に決定をしていただいたとおり、今年度から補欠登録者には2次選択を認めます。

次に②番の浅草中でございます。入学可能者数が160人でございますが、通学区域内からの選択者が177人、また通学区域外からの選択者のうち兄弟が在籍している選択者3人、合わせて180人を入学予定者としまして、通学区域外から選択した残りの103人を抽選し、補欠登録順位を決定したいと考えております。

次のページをご覧ください。(2)二次選択可能校(受入可能校)でございますが、抽選のない5校としたいと考えております。

続いて(3)転入者です。新入学前までに転入された場合は、受入可能な学校から選択できることといたしたいと考えておりますが、新入学後の転入者については、学校教育法施行令の原則どおり、住所地の通学区域校を指定いたします。

続きまして(4)区域外就学でございます。①の上野中学校及び浅草中学校につきましては、抽選となりましたので区域外就学を制限しまして、②その他の5校につきまして、入学可能者数に達しない範囲で先着順に区域外就学を受け付けたいと考えております。

最後に項番の3、今後の予定でございます。11月25日から、現在台東区立の小学校に在籍をしていらっしゃる児童について区域外就学の受付を開始いたします。その後、12

月1日より新たに区域外就学を希望する方の受付をし、12月4日に上野中及び浅草中の抽選を実施いたします。令和8年1月上旬には全員に中学の就学通知書を発送する予定でございます。また入学校の最終確定は2月末日の予定でございます。補欠登録者のうち2月下旬までに入学予定の繰上げがなかった場合は、2月の末日までに通学の区域校もしくは2次選択をした学校のいずれかを入学方法としてお選びいただく形になります。

説明は以上でございます。

よろしくご協議の上、ご決定いただきますようお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの説明につきまして、何かご質問等はございますでしょうか。

○川崎委員 資料の1ページ、2、対応(案)のところの浅草中学校ですけど、これ、入学可能数160人で全員入学予定の180人というのは、これはキャパシティとして大丈夫ということでしょうか。

○学務課長 学務課では、選択をしていただいた際に、併せて私立ですとか他の学校の受験の状況を確認しております。例年ですと大体4割くらいの方が私立に行かれるような傾向がございます、そういった点を考えますと180人を入学予定として差し支えないかなと考えております。

○川崎委員 関連して、上野中学も全員入学予定の122人というのは、結構な数が私立とか国公立、ほかの国公立に行く可能性があるという判断ですか。

○学務課長 はい。委員ご指摘のとおりでございます。

○川崎委員 もう一つ関連して、例えば上野中学の128人定員というのは、1クラス三十何人かに減ってカウントされているんですね。大分減っていますよね、去年から。

○学務課長 来年度の学級編制につきましては、35人学級が適用されていくということで、8月5日にご報告をさせていただいているかと思いますが、この選択をして抽選等を行う後に、例えば通学区域内に転入をされてくるというような可能性もございます。そういったことを踏まえまして、例年学級の定員よりはあらかじめ一定数を引いた形で設定をさせていただいて、35人学級にあたりましては、32人で予定をしております、それを4学級分で128人ということでございます。

○川崎委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のアについては、協議どおり決定いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

○佐藤教育長 ご異議ございませんでしたので、協議どおり決定いたしました。

2 報告事項

(2) 学務課 イ

○佐藤教育長 次に教育長報告の報告事項を議題といたします。

はじめに、学務課のイについて、学務課長、報告をお願いします。

○学務課長 それでは、報告事項のイ、令和8年度区立幼稚園及び認定こども園（短時間保育）の申込状況について、ご報告いたします。資料は3でございます。

令和8年度の園児募集の結果の入園数につきまして、抽選の結果等を踏まえ、11月13日現在の申込状況についてご報告をするものでございます。なお、編制基準日は12月5日でございます。最終結果については改めて来月の本委員会にお諮りする予定でございます。

まず項番1、区立幼稚園でございます。（1）、入園申込は表の下、計をご覧ください。3歳児クラスの1次希望は108人、2次希望は2名となりまして、在籍予定数は右側の太字で囲んだ部分になります、110名と予定しております。このうち、新編制基準が適用されません。根岸・金竜・田原・台桜・育英幼稚園のうち、田原幼稚園が現時点で基準を満たさない5名でございます。12月5日までに編制基準に達しない場合は、来年度3歳児クラスが編制されないこととなります。また従来基準を適用する竹町・大正・清島・富士・千束につきましては、編制基準の7名をいずれも超えておりますので、現時点で3歳児クラスが編制されることとなります。

また、4歳児クラスは新たに2名の申込がございまして、持ち上がりを含めまして129名。5歳児クラスの在籍予定は持ち上がりの131名となりまして、来年度の在籍予定数の合計は、表の一番右下でございまして370名を予定してございます。

次に（2）預かり保育の申込です。こちらは定期登録の申込状況でございます。1学年につき7人の定員を設けてございます。

まず3歳児クラスの一次希望の合計は39人でございます。2次希望が2名ございましたので、合計41名の申込がございました。いずれも各園定員7名以下のため、抽選は行わないということでございます。4歳児クラスのうち竹町幼稚園は、3歳児クラスからの継続の6名に加えて、新たに3名のお申込みをいただきましたので抽選を行ってございます。5歳児クラスについては、新規が1名でございます。この結果、全体で来年度の登録予定者数は、表の一番右下の126名となっております。

恐れ入ります、次のページをご覧ください。項番の2、区立こども園短時間保育の申込状況でございます。3園全体で、3歳児クラスは一次希望で39名のお申込みをいただきました。なお、寿こども園の3歳児クラスは、定員を超えるお申込みがあったため、認可定員の80名の枠内で、弾力的運用を行い、3歳児の定員を5名引き上げて25名とした上で抽選を行い、2名を補欠登録としております。4歳児クラスは1名の応募がありまして、在籍予定は持ち上がりを含めて50名でございます。5歳児クラスは持ち上がりの48名となりまして、来年度の在籍予定数の合計は134名でございます。

項番の3今後の予定です。19日以降、順次各園で面接や健康診断を実施してまいります。また12月5日正午の状況をもちまして学級編制の最終判断をいたします。結果につきましては、12月9日の教育委員会で、募集状況の確定をしたものを改めて報告をし、その後議

会報告を予定してございます。12月の下旬には入園の内定通知等の発送を進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございますでしょうか。
よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、学務課のイについては、報告どおり了承願います。

(3) 指導課 ウエオカ

○佐藤教育長 次に、指導課のウからカについて、指導課長、報告をお願いします。

○指導課長 それでは、報告事項ウからカまで、まとめて報告をさせていただきます。

まず、令和6年度いじめの認知件数についてご報告いたします。資料4をご覧ください。

項番1、いじめの認知件数及びその内訳の集計結果でございます。いじめの認知件数は小学校で441件、中学校で80件になっております。いじめの未解消件数は小学校で124件、中学校で17件でございます。

これは、いじめの解消は、いじめがなくなってから3か月を経過しないと解消とはならないため、解消していると思われるが念のために見守りをしているという数も含まれております。未解消の件については当然のことですが、学校は継続的な指導をしております。

また、教育委員会といたしましても、未解消の件については小中学校を全校に年度をまたいで追跡調査を実施しております。令和7年6月調査時点の解消件数は、小学校の未解消124件のうち48件が解消。中学校の未解消17件のうち16件について解消の確認ができております。なお、小中学校において解消に至っていない事案についても、現在解消に向かっていることを確認しております。

項番2、いじめの認知件数の推移を表したグラフとなっております。令和6年度のいじめ認知件数を前年度と比較しますと、小学校では23件減少、中学校で27件の増加となっております。

項番3、考察でございます。令和5年度と令和6年度を比較しますと、前年度と横ばいの件数となっております。各学校はいじめを許さない指導の徹底、SOSの出し方に関する教育の推進などを実施しており、東京都教育委員会が示しているいじめ防止において必ず取り組む18の項目を基に、いじめ防止の取組を教員が点検・評価した上で、自校の課題を的確に把握し、それらを改善するために具体的な取組を行っております。これらの各学校の取組の結果、繰り返しになりますが、令和6年度のいじめの認知件数は前年度と比較いたしまして、小学校で23件減少いたしました。中学校ではいじめの認知件数が27件増加しましたが、未解消17件中16件が令和7年6月30日までに解消しております。

今後も、いじめの未然防止に向けた取組を充実させるとともに、軽微ないじめの積極的な認知や学校いじめ対策委員会を核とした組織的対応を推進してまいります。

次のページをご覧ください。項番4、今後の予定についてです。本件については、令和7年12月、区民文教委員会において報告いたします。また、本件は参考にありますとおり、令和6年度台東区児童・生徒の問題行動不登校等生活指導上の諸課題に関する調査を基にしております。いじめと認知されたものについては、指導課への連絡を義務付けており、学校と共通理解を図っております。

指導課といたしましては、今後もいじめの認知件数が多い学校に問題があるという捉え方をせず、いじめはどの学校・学級でも起こり得る問題と捉え、もしかするといじめではないかという視点で、児童生徒を見守ることの大切さを学校に指導してまいります。

続きまして、エ、令和6年度不登校児童・生徒数についてご報告いたします。資料5をご覧ください。

項番1が集計結果、項番2、3はその推移を表したグラフとなっております。令和6年度の不登校児童・生徒数は小学校では100名で、前年度より6名増加しており、出現率は1.41%。中学校では175名で、前年度より29名増加しており、出現率は7.7%となっております。

次のページをご覧ください。項番4、考察についてです。本区の不登校者数は、小学校100名、中学校175名となり、不登校の児童・生徒数は増加傾向にあります。小学校の不登校出現率は、国や都より低い値であるものの、昨年度比0.11%増、中学校の不登校出現率は、国や都よりも高い値となり、昨年度比1.2%増となりました。この結果からも、学校や社会が取り巻く環境の厳しさが増していることが分かります。増加の背景としては、登校意欲の低下や生活環境の変化等、様々な要因が複合的に影響していると考えることができ、子供たち1人1人が自分の生き方を主体的に考え、社会の一員として自立できるよう、様々な状況に対応した居場所づくり、教育環境の整備が求められています。

項番5、今後の対策についてです。台東区不登校対策ガイドラインを基に、学校や家庭、関係機関との緊密な連携を図っております。また、令和7年度より、「校内教育支援センター ほっとステーション（全校）」、「チャレンジクラス グランツルーム（上野中学校）」の設置や不登校巡回指導教員の派遣等、不登校対策を実施しております。

今後も不登校の未然防止、早期対応、長期化した場合の対応等、学校と教育委員会が連携し、各校の取組の充実を含め、不登校が生じにくい魅力ある学校づくりを推進していきます。

項番6、今後の予定でございます。いじめと同じく、令和7年12月、区民文教委員会に報告を予定しております。なお本件については、参考にありますとおり、いじめの認知件数と同様、令和6年度台東区児童・生徒問題行動不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査を基にしております。

今後も不登校の未然防止、早期対応、長期化した対応等、学校と教育委員会が連携し、不登校が生じにくい魅力ある学校づくりを推進してまいります。

続きまして、オ、「令和7年度 東京都児童・生徒 体力・運動能力、生活・運動習慣等調査」の結果についてご報告いたします。資料6をご覧ください。

本調査は、項番1から3に示しているとおおり、子供の体力や運動習慣等の状況を把握するとともに、課題に対応した施策の実態や、体育・保健体育の授業等の充実・改善に役立てることを目的とし、小中学校の全学年を対象として、令和7年5月から7月にかけて各学校にて実施いたしました。調査項目は項番4に記載のとおりでございます。

項番5、調査結果につきましては、恐れ入りますが、別表をご覧ください。上から順に、台東区の平均値、東京都の平均値、台東区と東京都の平均値の差を示しております。1ページは男子、2ページは女子の結果となっております。

ご覧のとおり、一部、都の平均を下回る種目・学年がございますが、男子の握力、反復横跳び、立ち幅跳び、ソフトボール投げ及びハンドボール投げ、女子の反復横跳び、20mシャトルラン及び持久走、50m走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ及びハンドボール投げなどは、ほとんどの学年が都の平均を上回る結果となっております。

全国調査は小学校5年と中学校2年を対象として調査結果をまとめていますが、今年度の結果についてはまだ公表をされておられません。

各学校におきましては、項番6に記載されているような取組を行うことで、体力の向上に取り組んでおります。

項番7、区における取組についてです。本区におきましては、運動習慣の定着に向け、令和5年度から令和6年度まで、東京都の補助を受けて実施していた東京スポーツライフ推進事業を引継ぎ、令和7年度から台東区スポーツライフ推進事業として、記載の(1)から(3)のような取組を実施しております。

項番8、今後の予定ですが、令和7年12月、区民文教委員会において報告予定でございます。

これからも体力・運動能力調査の結果を基に、学校の実態に合わせた体力向上に係る取組の推進を図るとともに、学校教育全体を通じた取組や、家庭・学校・地域と連携した取組等により、確実に子供の運動習慣化を促進していきたいと考えております。

続きまして、カ、令和7年度中学生海外短期留学派遣事業の報告についてです。資料7をご覧ください。

項番1、本事業の趣旨でございます。

続いて、項番2、実施内容をご覧ください。(1)研修日程です。研修は、事前研修8回、事後研修3回の計11回行いました。研修の内容につきましては、オーストラリアについての調べ学習、ALTによる語学研修、歓迎会やフェアウェルパーティーで披露する歌やソーラン節等の練習を行いました。事後研修につきましては、学校での報告会で使用するスライド作りと発表練習等を行いました。

次に(2)派遣生徒及び引率者についてです。派遣生徒は男子8名、女子12名の計20名です。グローバル教育重点指定校である上野中学校・桜橋中学校からは5名、その他の学校は2名の生徒が選ばれております。

(3)日程についてはご覧のとおりです。ピットウォーターハイスクールでは、8月7日

木曜日、8日金曜日、11日月曜日、12日火曜日の4日間、英語を実際に活用して体験授業に参加しました。体験授業には、1人の派遣生徒に対して、バディという形でピットウォーターハイスクールの生徒がつき、バディが受ける授業を一緒に受けました。

7日木曜日の授業体験の後から12日火曜日までがホームステイ期間となり、派遣生徒2人1組でホームステイいたしました。ホストファミリーはピットウォーターハイスクールの生徒の保護者でした。

(4) 活動風景についてです。上段の写真をご覧ください。左から順に、オーストラリア初日のアボリジニ文化センター視察の様子、ピットウォーターハイスクールでの歓迎会でのバディとの交流の様子、ホームステイの様子です。下段の写真をご覧ください。左から順に体験授業の様子、フェアウェルパーティーにおけるソーラン節、オーストラリアでの最終日のシドニー市内のグループ視察の様子です。

続いて(5) 報告会についてです。派遣報告では、プレゼンテーションソフトを用い、結団式から事前研修についてはオーストラリアでの生活から帰国までの内容を派遣生徒の感想を交えて報告しました。また、派遣生徒が在籍している各中学校において、全校集会や文化祭等の行事で、事後研修において作成した資料等を用いてクイズ形式で発表したり、現地の写真を見せながら説明したりして、在校生や保護者、地域の方々に向けて派遣報告を行いました。

さらに、今年度は結団式よりケーブルテレビの取材を受けておりました。その記録が11月9日日曜日から15日土曜日にケーブルテレビ「台東区の時間」で11月10日月曜日より台東区公式チャンネルで配信されております。

(6) 派遣生徒の感想です。「私は英語が苦手なので、海外に行くことがとても不安でした。実際に行ってみると、もっと英語が分かるようになりたいという思いが増えて、英語の学習への意欲向上につながりました。また、この海外派遣を通して改めて挑戦することの大切さを学ぶ機会にもなったと思います。」、「派遣留学に参加して、現地の方々のようなスピードの速い会話の聞き取りに、少しだけ慣れることができましたように感じます。また、うまく言葉が伝わらなくても、ほかの手段でコミュニケーションを取ろうとする姿勢や笑顔の大切さを学びました。」、「この海外派遣は、私にとってすごく充実した時間でした。楽しむだけでなく、オーストラリアの人々との交流もあり、日本では感じることでできない海外の文化の違い、食事や生活などを体験して、よい経験ができました。」、「将来海外で仕事をして、より多くの交流を通して、多くの知識を学びたいと思いました。今後の学校生活で将来のためにも、英語能力向上を頑張っていきます。」など、英語学力向上への意欲・挑戦心、異文化理解を高める貴重な機会となりました。また、参加した生徒の将来の進路や学習意欲により影響を与えたことを確認することができました。

最後に項番3、今後の予定です。12月、区民文教委員会報告、令和8年度中学生海外短期留学派遣募集。令和8年1月から2月、中学生海外短期派遣一次選考。令和8年3月、中学生海外短期派遣二次選考となっております。

報告は以上となります。

○佐藤教育長 ただいまの報告につきまして、まず、指導課のウについて、何かご質問等
はございますでしょうか。

○浦井委員 いじめの認知件数ですが、おっしゃっていらしたとおり、やはりいじめの件
数だけをもってその学校の対応がどうかというのは、なかなか言いにくいところがあり
ます。SOSを出しやすい学校のほうが数に表れやすいなど、いろいろあるので一概には言
えないですし、そういった意味で、認知件数が多くなるというのは、単純に認知件数が多
くなったからいじめが増えていて悪いとも言い難いところがあるとは思いますが。

ただ、一つ伺いたいののが、未解消件数。要は未解消の割合が、令和4年度ぐらいから特
に5年ぐらいですかね、増えているように見えるのですが。これはさっきおっしゃって
いた、完全な解消まで手厚く見守るようになったとかでしょうか。何か理由がもしお分かり
になって、差し支えなければ、教えていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○指導課長 今、委員おっしゃっていただいたように、この解消というのが、3か月、や
はりそのいじめの行為自体が終わり、また本人が安心な状況を確保できているというところ
が確認できないと、そのままでは同じようなことにつながってしまうということも考え
られます。なので、学校はその期間を丁寧に見守りながら、また、家庭とも連携して、そ
ういった行為がないかどうかというあたりですとか、また本人の気持ちの状況、家庭での
様子ということも踏まえて、丁寧に学校が対応していく必要があると思われまふ。やはり
いじめがどうしても年度末に起こっていくということが数として増えた場合、そこでの解
消というのが、年度末の3月31日には解消ができなくて、年度をまたいだというようなと
ころになっていきますので、そのような数字で表れているというふうに考えています。

○浦井委員 大変よく分かりました、ありがとうございます。

やはり今おっしゃっていらしたとおり、年度の終わりでいじめが終わるといふわけでは
ないと思ひますし、特にいじめられた側が安心感を持って学校に通えるまでは、終われる
というものでもないかと思ひます。やはり大多数に表れても、きちんと最後まで解消する
ことが大切だと思ひます。今回、ここの考察の3番のところに、未解消件数17件中16件が
令和7年6月30日までに解消したといふふうに書いてくださっていますけれども、やはりこ
ういふふうには多少時間をかけても、最終的に解消し、最後0件になるまで、きちんと持っ
て行ってやっていただきたいなと思ひるところです。

ありがとうございます。よろしくお願ひします。

○川崎委員 いじめの認知件数ですけども、ご報告ありがとうございます。

一つだけお伺ひします。これはいじめの把握といふか、何かいじめってすごく、レベル
があるといふか、重大インシデントみたいなものまであって、なかなか解消しないもの
といふのは多分そっちに含まれると思ひんですけど、何かいじめの内容みたいな調査はされ
ているんでしょうか。

○指導課長 実際にいじめの様態といふのがございまして、その中では小学校、また中学

校ともに冷やかす・からかい・悪口、また、ぶつ・からかわれる・軽く叩かれる・蹴られるというのが、どの校種でも多いという状況ではあります。3番目にあるのが、やはり発達段階的にも表れているのではないかと。仲間外れ、集団による無視というのが小学校。中学校においては、パソコンや携帯電話等での誹謗中傷というような内容が含まれているという状況でございます。

○川崎委員 分かりました、ありがとうございます。

恐らくその内容によって、長引く、長引かないというのもあると思いますし、件数の多さも、丁寧に拾い上げていると多くなるというのもありますので、何かそういう指標が見えると、もう少しこのデータをよく読めるようになるかなと思いました。

以上です。

○佐藤教育長 では、いじめの認知件数については、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 次に指導課のエ、不登校児童・生徒について、何かご質問はありますか。よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは続きまして、指導課のオですね。体力・運動能力、生活・運動習慣等調査の結果について、何かご質問等ありますでしょうか。

○川崎委員 これは質問というか、データを見て思ったんですけど、東京都と比べても体力は並みなんですけど、体が硬いんだなという印象を持ちましたので、そこが赤いですよね。ですから、そこを手当したほうが、これはけがにつながるの、いいかなという感想を持ちました。

以上です。

○指導課長 ありがとうございます。先ほどちょっとご報告しました、体力向上委員会というところで、各この課題を踏まえて、一昨年だったかと思いますが、投力がやはり弱いということがありまして、そのあたりを改善するために関係する器具について、子供たちが投げるということを夢中になって、楽しみながらできるようにということで、この委員会を中心に検討して取り組んだことで、改善が図られております。体力向上委員会の委員は、幼稚園から中学校まで講習がありますので、そういう中でこういったことができるかということも改めて検討しつつ、今後も課題を改善していきたいと考えております。

○佐藤教育長 そのほか、よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、続きまして指導課のカですね。中学校海外短期留学派遣事業の報告について、何かご質問ありますでしょうか。

○川崎委員 これもいろいろなところでご報告いただいているので、内容については理解できているんですけども、最後のページの今後の予定のところの、募集が始まって一次選考、二次選考ってありますけど、これは、どういった選考をされているのか。それは透明

性があるのかということと、あとどのぐらいの倍率になっているのですか。

○指導課長 実際には、一次選考、二次選考、一次は各学校から子供たちの作文というものを提出していただき、また学校の中での状況というのを報告いただきながら、選考させていただいております。二次選考につきましては、集団面接、集団討論、個人面接という形でやって、選考をしているというところでございます。

やはりそういったところで人物、また海外に行ったときに、自分でいろんなことも自主的にできるメンバーということで、親元を離れてもしっかりできるようなメンバーを選考しているというところでございます。

倍率については、昨年度については、20人に対して77人の募集がありまして、1次選考が42人になりました。それで、最後20人というところで。

○川崎委員 4倍くらいということですね。

○指導課長 そうですね。

今年度については46人。70人中46人で、最後20人というところでございます。

今年度が3倍ぐらいです。昨年度が4倍ぐらいになります。

○川崎委員 3.5倍ね。

○指導課長 はい。

○川崎委員 分かりました。ありがとうございます。

○佐藤教育長 そのほか、力について何かありますか。

よろしいですか。

(なし)

○佐藤教育長 それでは、指導課のウから力については、報告どおり了承願います。

3 その他

○佐藤教育長 本日の案件は以上でございます。

その他、ご発言等がございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(なし)

○佐藤教育長 以上をもって、本日予定された議事日程は全て終了いたしました。これをもちまして、本日の定例会を閉じ、散会いたします。

午後3時02分 閉会